

# 議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会3月総会

日 時 令和5年3月28日(火)午後3時30分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階 大ホール

日 程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第1  | 指定第23号 | 会期の決定について                                  |
| 第2  | 指定第24号 | 議事録署名委員の指名について                             |
| 第3  | 報告第27号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について                    |
| 第4  | 報告第28号 | 非農地証明事務処理報告                                |
| 第5  | 議案第49号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について              |
| 第6  | 議案第50号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について            |
| 第7  | 議案第51号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について                       |
| 第8  | 議案第52号 | 時効取得を原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案に対する意見決定について |
| 第9  | 議案第53号 | 令和5年農作業標準賃金の設定について                         |
| 第10 | 議案第54号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について                    |
| 第11 | 議案第55号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について                      |
| 第12 | 報告第29号 | 令和4年度四万十町農業委員会活動報告について                     |
| 第13 | 議案第56号 | 令和5年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について               |
| 第14 |        | その他  |

〔出席委員〕

- |           |            |           |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸   | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰   | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄  | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔  | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮  | 15. 竹内 純  |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓  | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 |           |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席     | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄   | 27. 市川 正司 | 28. 欠席    | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席    | 31. 武市 敏男  | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席    | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡   | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- |          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 21 岡村 博晶 | 28 大西 博之 | 30 澤田 憲男 | 33 橋本 健太郎 |
|----------|----------|----------|-----------|

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。先程の研修大変ご苦勞様でございました。研修の部分もまだまだこう分かりにくかったりとか、操作であったりとか、画面の見にくさであったりとか、色々改善して欲しいというか、そういった部分もあったかと思えます。これ、全員が全部使えるようになるかどうか分かりませんが、今日のタブレットリーダーが中心となって、教わりながらやって行くと言うような形になるかと思えます。またその節はよろしく願っていたしたいと思います。

今日ここへ来るまでの道すがら桜はもうほぼ満開と言っていいくらいの状態です。本当にこう一番きれいな時期だったかなと。よくこの時期に開催出来たかなと。今日は局長が先ほど言いましたが、今月をもって退職されますので局長の労をねぎらうというか、美しい花の中で、今月去っていくというか、そういった形になると思います。ちょうど良かったと思います。それと、後で報告があるんですが、関連がありますので、宮本君が異動になりました。お世話になりました。ありがとうございます。

今年度最後、局長にとっての最後という会でございます。また、内容の方が結構色々ありまして、思っている以上に案件があり、普段にないような案件がたくさんありますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。それではさっそくですが、早い時間に始まりますが、3月総会を始めたいと思います。よろしく願います。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会3月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号11番土居稔委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後でございます。

11番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、21番 岡村博晶委員、28番 大西博之委員、30番 澤田憲男委員、33番 橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第23号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会3月総会の会期は、令和5年3

月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 24 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 12 番竹村加壽子委員と 37 番佐々木通委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 27 号「農地法第 18 条による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 27 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明します。議案書は、3 ページです。件数は窪川地域の 2 件です。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。番号 1 番、土地の所在地、東川角字サヌキ田甲 1118 番、地目、田、面積 2,643 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 5,247 m<sup>2</sup>です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 5 年 2 月 21 日です。続いて番号 2 番、土地の所在地、興津字小室 2135 番 24、地目、畑、面積 462 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 768 m<sup>2</sup>です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 5 年 3 月 9 日です。こちらは、次の 3 条の議案で、現在の借受人に所有権移転について申請する為の合意解約です。説明は以上になります。

議長 報告第 27 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 27 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 28 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 28 号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から2件、西部地域から1件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。魚ノ川字官ノ屋式419番2、地目、畑、面積、118㎡です。申請地は昭和30年から倉庫が建築され現在に至っております。令和5年2月15日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。八千数字西谷259番2、地目、田、面積、329㎡です。申請地は昭和25年より宅地として利用しています。令和5年3月7日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号3、添付資料は5ページから6ページをご覧ください。

土地の所在地は、弘瀬字岡ヤシキ203番1、地目、畑、面積、95㎡。他3筆あり、合計4筆、面積、300㎡です。申請地203番1、203番3、204番2は、20年以上前より宅地の一部として利用している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4証明基準のエイ人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、203番2は、20年以上前より耕作しておらず、山林化している状況で四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4証明基準のウやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和5年3月6日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長

報告第28号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第28号は終わります。

議長

続いて、日程第5議案第49号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

議案第49号番号3は議席番号22番西井健夫委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から2番の審議、採決を行い、その後に22番西井健夫委員に退席をしていただき番号3番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第49号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から2番を説明します。

議案書は5ページです。申請地の位置は添付資料の7ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域の3件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

初めに番号1番と2番をご説明します。

番号1番、土地の所在地、峰ノ上字向ヤシキ278番7、地目、田、面積692㎡です。

権利事由は所有権移転の贈与。  
譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。  
譲受人の下限面積は達成しております。  
申請地では水稻を栽培する計画となっております。  
続いて番号2番、土地の所在地、興津字小室2135番24、地目、畑、面積462㎡。  
他1筆あり、合計2筆、面積768㎡です。  
権利事由は所有権移転の贈与。  
譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。  
譲受人の下限面積は達成しております。  
申請地は、ハウスでミョウガを栽培する計画となっております。  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第49号番号1番及び2番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。23番 西内一隆委員。

23番 番号1について、3月23日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は記載されているとおり田で、譲受人は水稻栽培し、どぶろくを販売する農家で義理の兄弟間の贈与ですので、登記原因贈与による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして番号2番の件について10番東出一茂委員。

10番 番号2番について、3月25日譲渡人、譲受人の両者から確認しました。現状は畑であることを確認しています。  
譲受人は農地を効率的に利用して、年間150日以上農作業に従事する事を確認しています。  
取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。  
譲渡人は市内に住んでいて農地を管理できないため、今回の契約になりました。  
親戚関係であり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第49号 番号1番及び2番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第49号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について

て」番号1番及び2番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第49号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番、番号2番は、原案のとおり可決されました。

続いて、番号3番の審議を行いますので、22番 西井健夫委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局

番号3番についてご説明します。

土地の所在地、宮内字弓場ノ元1973番、地目、田、面積3,325㎡です。

権利事由は所有権移転の贈与。

譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。

譲受人の下限面積は達成しております。

申請地では水稻を栽培する計画となっております。

以上農地法第3条第2各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

議案第49号 番号3について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありますか。2番 掛水誠幸委員。

2番

譲受人の方からは3月26日、譲渡人の方からは、その前から何回も行っても電話をしても会えなくて、3月27日に3回目で本人と面会することができました。

この土地でございますが、現況は田んぼであることを確認しております。譲受人は、農地を有効的に利用していることを確認しております。譲受人は、年間150日以上農業に従事しております。取得する農地の隣は本人名義の農地であり、悪影響を与えないことも確認しました。

譲渡人は、現在93歳と高齢のためと譲渡人には子供さんがおりませんので、譲渡人の弟の子供である譲受人に贈与することとなったようでございます。ここの地区の圃場整備は約10年前に終了しまして、約30アールの田んぼになっております。譲渡人は現在街の方に住んでおられまして、当然93歳ですので、なかなか出てくることもできないということがありまして、贈与になったということでございます。

先ほど事務局の方からもありましたように、現在、譲受人は4町2反あまりの田んぼの耕作をしておりますので、何も問題がないと思います。以上です。

議長

議案第49号 番号3番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 49 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 3 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 3 番は、原案のとおり可決されました。  
22 番 西井健夫委員の除斥をとき、着席をしていただきます。  
西井健夫委員、番号 3 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 50 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 50 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。議案書につきましては、6 ページ。添付資料は 10 ページから 15 ページをご覧ください。今月は西部地域の 2 件です。  
番号 1 番についてご説明します。申請地は 1 筆です。  
土地の所在地、打井川字井ノ又 1405 番、地目、畑、面積、372 m<sup>2</sup>の内 25 m<sup>2</sup>です。  
申請人は記載のとおりです。  
転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。  
農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。  
転用計画につきましては、12 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。  
周囲の状況は、同意ありの畑や県道を挟み同じく同意ありの田のほか、山林となっております。  
土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。  
進入路につきましては、南側の県道から進入をします。  
排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。  
関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しております。  
資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。  
続きまして番号 2 について説明します。申請地は 1 筆です。  
土地の所在地河内字ツルイ本 143 番 2、地目は畑、面積、168 m<sup>2</sup>の内 12.25 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおりです。  
転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。  
農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、

居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、15ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況は、雑種地、宅地の他自己所有農地となっております。

土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。

進入路につきましては、隣接する自己所有宅地から直接進入をします。

排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認をしております。

資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しています。以上です。

議長 議案第50号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。38番 秋田公幸委員。

38番 番号1について説明いたします。事務局から説明がありましたように、転用目的は墓地と言うことです。3月26日及び27日に家に行き、申請人本人に会って話を聞いてまいりました。申請人は、高齢の母親と2人暮らしです。その母親はだいぶ足腰が弱って来ています。現在の墓地は、家の対岸にある山の中の共同墓地で、歩いて上がることが困難になってきたので、道路から近いこの場所にお墓を移設したいと言うことでもあります。

申請の土地は、自宅から約1.5キロ離れた場所にはなっていますが、自宅周辺に宅地のほかに申請人所有の土地が全くないためであります。また、許可が下り次第速やかに着工することを確認いたしました。計画している面積は必要最小限でして問題ないものと思います。

添付資料にある写真を見てももらえればわかると思いますが、道路から一段上がって水路があり、さらに石垣を積んだ上にある土地であります。特にコンクリートをしかない計画だそうで、雨水も自然に浸透するとします。

隣の農地は何10年も前より竹やぶになっており、周辺農地には全く影響ないものと思います。

ちなみに現在は家庭菜園として、耕作していますが、墓地整備後も同様に耕作するつもりだそうで、畑の中に墓地へ続く道を特に作る予定はないと言っていました。

以上のことによりこの転用については特に問題はないものと判断を致しました。

議長 続きまして、番号2番。13番 武内道則委員。

13番 3月22日、現地で本人より聞き取りを行ってきました。

現況は畑でありまして、庭続きの家庭菜園を作るような畑になっており、非常



に綺麗にされておりました。お伺いするに代々のお墓というのが、自宅裏山を結構登っていかなければならないところにあるそうで、足腰も膝も悪くなってきたもので、家の近くに下ろして行きたいということで、今回の申請になったようです。納骨堂を立てた残りのスペースも続けて家庭菜園を栽培するということです。計画も必要最小限の計画でありますので、問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 50 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 50 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 50 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 51 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 51 号 番号 7 番は議席番号 23 番 西内一隆委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 6 番の審議、採決を行い、その後に 23 番 西内一隆委員に退席していただき、番号 7 番の審議採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 51 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は 9 ページ、添付資料については 16 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 4 月 3 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・決定をお願い致します。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域の 5 件、西部地域の 2 件、計 7 件となります。

利用権設定を受ける者、設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

まず番号 1 番から 6 番までを説明します。

番号 1 番、土地の所在地、口神ノ川字大窪 475 番、地目、田、面積 727 m<sup>2</sup>。他 13

筆あり、合計 14 筆。面積 12,787 m<sup>2</sup>です

設定は新規になります。

期間は令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

作物は露地野菜を栽培する計画です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 2 番、土地の所在地、仁井田字有ノ木ノ本 2136 番、地目、田、面積 4,009 m<sup>2</sup>。他 3 筆あり、合計 4 筆。面積、5,478 m<sup>2</sup>です。

設定は新規になります。

期間は令和 5 年 4 月 3 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 6 年間です。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 3 番 4 番については 1 月の案件でもありました農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

これは農用地利用集積計画の中で一括して、出し手から受け手まで設定することを可能とした制度です。

番号 3 番、土地の所在地、東川角字柳カサコ甲 1061 番、地目、田、面積 1,198 m<sup>2</sup>。他 2 筆あり、合計 3 筆 面積 3,295 m<sup>2</sup>です。

設定は新規になります。

期間は令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 4 番、土地の所在地、東川角字除添甲 1110 番、地目、田、面積 2,505 m<sup>2</sup>。他 2 筆あり、計 3 筆、面積 5,637 m<sup>2</sup>です。

設定は新規になります。

期間は令和 5 年 4 月 3 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

作物は水稲を栽培する計画です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域です。

番号 5、土地の所在地、相去字上松尾 470 番 2、地目、田、面積、1,496 m<sup>2</sup>。外 1 筆あり、合計 2 筆、面積が 1,900 m<sup>2</sup>です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年 9 ヶ月になります。

作物は露地野菜を栽培する計画です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

設定を受ける者は、町の基本構想に則っている認定新規就農者です。

番号 6、土地の所在地、江師字丸田 840 番、地目、田、面積、1,086 m<sup>2</sup>です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年になります。

作物は、ニラを栽培する計画です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

設定を受ける者は、町の基本構想に則っている認定新規就農申請予定者です。

西部地域からは以上です。

議長 議案第 51 号 番号 1 番から 6 番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。3 番 廣井栄治委員。

3 番 番号 1 の件につきまして、21 日に現地を確認を致しまして、借受人より電話で聞き取りを行いました。

現況地目につきましては田となっておりますけれども、畑として管理をされております。

この農地につきましては、昨年まで I ターン別の借受人が、有機無農薬で栽培をしておりましたが、その借受人が高齢になりまして県外の実家に帰ると言うことになったようで、同じ NPO 法人に所属をしておりました、その方とともに有機栽培をしておりました今回の借受人が、引き続き管理をすることになったようでございます。

今回の借受人につきましては、15 年ほど前に I ターンで四万十町に来て、有機栽培を始め、NPO 法人の事務も兼務をしているということです。農作業の従事日数 120 日となっておりますが、1 日を 8 時間延べ日数で計算した多めの日数ということで、作業日数としましては年間 200 日以上、農地に行っているということでもございました。

有機無農薬の借受人は地域でも数人おりますけれども、草刈り等と農地管理で周辺の農地と周辺の農家と揉めたりするケースがあるため、今回の借受人につきましては、周辺農地への迷惑にならないように草刈り等は充分に実施してくださいということも当初からお願いをしております。

借受農地では、生姜、かぼちゃを栽培する計画であるということで、認定農業者ではございませんが、電話で話を聞く限り好青年であり、新規の設定ではあります。特に今のところ問題はないという風に判断をいたします。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 23 日に双方に会ってお話を伺ってきました。貸出人は、昨年までは息子さんが耕作していましたが、体を悪くしてもう農業ができなくなったので、借受人に貸出すことになったそうです。借受人は認定農業者ではありませんが、現在 6 町ほどの田んぼを作っている地域の担い手でもありますので問題ないと思います。また、図面で一つのところに三枚の田になっておりますが、現状は 1 枚となっております。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番、4 番につきまして一括でお願いします。  
22 番 西井健夫委員。

22 番 3 番、4 番設定するものが同じ人ですので、一括でお願いしても構いませんかね。26 日に、両方から説明を聞いたわけです。特に設定する方は、神ノ西で農業をしています。東川角にコンバインとかトラクターをぎっちり運ばないかんということで、百姓をもう辞めたいと言っておりましたけれども、その中で東川角の営農組合

の方に委託をしたわけです。それで営農組合の責任者が今の東川角の法人化に向けた動きをしています。その中で今回は、設定を受ける者に対して営農組合からこの反別を配分したということで、特に3番の方は息子さんが農業をしております。この3番の設定を受ける者は、家の近くのこの3筆を耕作してもらう。それから4番の設定を受ける者に関しても、ちょうど家の前にこの田んぼ3筆はあります。それをこの方に委託して作ってもらうということで、特に3番の方は3年契約になっておりますけれども、東川角の法人化になれば、こちらの田んぼは営農組合が引き取って再度耕作をするということになっているそうです。東川角の代表者にも聞いてまいりましたので、そういう方向で今回は進めていくということで特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号5番。16番 中原英昭委員。

16番 現地の確認と聞き取りをいってきました。貸出人との関係は義理の父親とすることになります。借受人は先ほど説明ありましたように、認定新規就農者であります。昨年からはシシトウを栽培しています。現地にはこの時に雨よけハウスが今年中に建つ予定でありまして、ピーマンをそこで栽培するということです。

まだですけども、里芋を定植するようにマルチとか張って用意をしているようです。ピーマン栽培するにあたり、人も確保しておるようできてやる気もあり、今後は地域の担い手になる方ということで問題ないと思います。以上です。

議長 番号6番。15番 竹内純委員。

15番 3月25日に貸出人より話を聞いて参りました。現地を確認したわけですが、借受人は親戚関係にあり、仕事を真面目に行い、年間150日以上農作業を行っていることも確認しました。

ちょっと心配することがありましたので、貸出人の方に注意するように要望をしております。位置図を見てもらいますと841番これ田んぼになっておりますけれども、現在、利用権設定をして生姜を作付けしております。

そのため、排水等で下の生姜の圃場の方に排水が入らないように、もし病気でも出たら大変ですので、その辺を注意してもらうように依頼をしております。以上です。

議長 議案第51号 番号1番から番号6番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 51 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 6 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 51 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 6 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 7 番の審議を行いますので、23 番 西内一隆委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 7 番について説明します。  
土地の所在地、若井字大廉 1239 番、地目、田、面積、1,907 ㎡です。  
期間は令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。  
設定は新規になります。  
作物はハウスでピーマンを栽培する予定です。  
権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 51 号 番号 7 番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。3 番 廣井栄治委員。

3 番 番号 7 の件につきまして、23 日に現地を確認いたしまして、貸出人、借受人より聞き取りを行いました。現況はハウスの建っている田でございまして、昨年までニラを栽培をしていました。

貸出人は、勤め人でしたので定年退職後、家族経営でニラの栽培をしておりましたが、家族の健康上の都合により水稻栽培だけにしようと言うことを考えまして、ハウスをやめると言うことにしたそうでございます。借受人につきましては、ピーマン、水稻を栽培する専業農家でピーマンの作付け、もうすでに施設ピーマンをやっている農家でございますが、ピーマンの作付けを増やしたいということを考えておりましたところ、この施設はやめると言うことを聞きまして貸していただきたいと言うことで相談したそうでございます。

借受人は家族経営の農家ではありますが、夫婦、兄弟で意欲的に農業をしておりまして、認定農業者でもあります。この地域の担い手でもあり、特に問題はないと判断を致します。以上です。

議長 議案第 51 号 番号 7 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 51 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 7 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 51 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 7 番は、原案のとおり可決されました。  
23 番 西内一隆委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 西内一隆委員、番号 7 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 52 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 52 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。

議案書 12 ページ、添付資料は 46 ページからとなります。議案書に書かれていません権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 仕出原字谷屋敷 101 番、地目、畑、面積、148 ㎡。

登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 5 年 2 月 14 日、登記原因 平成 7 年 6 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。

担当委員と確認し、この土地は 20 年以上前から権利者が管理していたそうです。

以前名義を確認した際が変わっていないことが発覚し、権利者も名義を変更したいとのことでしたので時効取得の手続きをしたそうです。

現地は添付資料 47 ページの写真のとおりで現在は権利者が管理しています。説明は以上です。

議長 議案第 52 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 私も、義務者の方とピーマンとか、いろんな作物の関係もございまして、たびたびこの 101 番の土地を見ておりました。もうずっと前からこの状態でございましたので、権利者のものであるものと思っておりましたが、時効取得と言うこと

で、今回そういう内容を知ったわけでございます。権利者は農作業ができませんが、権利者の姉の夫が、権利者の保有する他にある田んぼも含めて管理しており、この写真のとおりハウスの中では稲作用の苗の育成が毎年行われております。特に問題ないものと思われまます。

議長 議案第 52 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 52 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 52 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 53 号 「令和 5 年 農作業標準賃金の設定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 53 号 「令和 5 年農作業標準賃金の設定について」をご説明します。

14 ページは窪川地域、15 ページは大正十和地域の表になっております。

内容については、先月の総会時に各地域の委員に分かれていただき、それぞれ意見を出してもらったものを集約しております。

昨年度からの変更点は赤字で示しております。

まず、14 ページの窪川地域です。

昨年まで、表下の欄外に記載していましたが、あくまで参考として当事者で話し合いのうえという文言を、目立つところに記載しました。

モミすりの備考欄ですが、これまでは空欄でしたが「乾燥モミ持込」と追記しています。

育苗について、昨年までは 700 円でしたが、支援センターの金額と合わせる様にとの事でしたので、1 箱 814 円としております。

令和 4 年 10 月 9 日に高知県の最低賃金が 1 時間あたり 820 円から 853 円に変更したことにより、表中のその他の作業賃金を 6,600 円から 6,900 円に変更してお

ります。

また、燃料・資材などの高騰について、今後の状況が見通せない事から、欄外に赤字でその旨記載しております。

次に、15 ページの大正・十和地域についてです。

これまで機械燃料については受益者負担としていましたが、昨今の燃料高騰を受け、これを削除し欄外に、燃料の負担については両者で話し合いのうえ決定としました。

大正・十和地域についても、高知県の最低賃金改定を受け、6,600 円から 6,900 円に変更しております。以上が、委員の皆さんの意見を反映させた案となります。

なお、本日決定いただきましたら、4 月の区長文書で各戸配布を行いたいと考えております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 53 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 53 号 「令和 5 年 農作業標準賃金の設定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって議案第 53 号 「令和 5 年 農作業標準賃金の設定について」は可決されました。

議長

続いて、日程第 10 議案第 54 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 54 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご説明させていただきます。添付資料 50 ページからとなります。

農業委員会等に関する法律の改正により令和元年に同指針を策定しておりましたが、今回の法改正によりその内容に沿った形で一部修正することとなりました。

この指針では農地利用の最適化を進めていくために 10 年後の目標を定めることとなっています。毎年の目標はこの次の議案にあります「最適化活動の目標設定」で決定していきます。評価は毎年の「活動の点検・評価」で行ないます。



指針(案)の赤字は国からの参考例を四万十町に合わせて字句等を変更した部分となります。各表の数字は農林業センサスを基に、前回の指針は令和6年までになっていたもので、同じ考え方で令和14年までの数値を算出しています。紫の所は今回追加となったところで、主に評価方法について書かれています。

その他の追加としましては、資料54ページ最後にあります第3「地域計画」の目標を達成するための役割の所に農業委員会の役割が書かれています。こちらいつも事務局が活動記録簿に書いてくださいますとっております内容で、

日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。

農家への声掛け等による意向確認。

「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整。

農地中間管理事業の活用の働きかけ。

「地域計画」の定期的な見直しへの協力となっています。

簡単ですが、変更点等を説明させていただきました。

この指針は同意をいただきましたら、ホームページで公表するようになります。

以上です。

議長 議案第54号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第54号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
16番 中原英昭委員。

16番 これ気になるのは、この赤いところというのは、ホームページ出す時に出てくる。

事務局 色が黒に変わりますけど。

16番 53ページの目標設定の考え方の所、下限面積の30aって数字が出てきてるけど、下限面積もうなくなるのに、これこのままいくのか。

事務局 ありがとうございます。  
これを作っている時点で、まだ考え方がわからなかったのものでそのまま載せておりました。もう一度この部分を確認しまして、下限面積の文言は除けさせていただきます。  
ありがとうございました。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 54 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、先ほど出された案のとおり一部修正して決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 54 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、先ほど出された案のとおり一部修正して決定することが可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 55 号 「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 55 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてご説明します。  
添付資料は 55 ページからとなります。  
内容や数値の根拠などについては、今年の 4 月総会でご説明させていただきましたので、割愛させていただきますが、現状の数値が反映できる部分についてはそれに置き換えております。

その他、主なところを説明させていただきます。

57 ページをお開きください。

2 最適化活動の活動目標ですが、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様月に 6 回としております。令和 4 年度の実績見込みでいきますと、委員全体の最適化活動の取組は、月平均で 6 日に足りていない状況です。お忙しい中での活動や記録簿への記入は、非常に大変なのは重々承知しておりますが、国の示す最適化活動の活動目標は月 6 回ですので、引き続き最適化活動への取組と活動記録簿への記入をよろしくお願いたします。

(2) の活動強化月間の設定目標と、(3) 新規参入相談会への参加目標については、令和 4 年度とほぼ同様の内容としております。

以上、議案第 55 号の説明を終わります。

議長 議案第 55 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 55 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 55 号 「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 55 号 「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり可決されました。  
なお、軽微な変更修正がある場合は、事務局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

～ 7 番 浜田大彰委員が退席 ～

議長 続いて、日程第 12 報告第 29 号 「令和 4 年度 四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 29 号 「令和 4 年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を報告いたします。添付資料は、58 ページからです。  
3 年に渡るコロナ禍の中、引き続きコロナと付き合いながらの活動となりました。昨年 2 月に示された農水省ガイドライン変更により活動記録簿の記入をはじめとする最適化に関しての目標設定や、タブレット導入、農地法、農業経営基盤強化促進法等の関連法の改正など、目まぐるしく変わる方針の対応に追われる 1 年でした。その中でも 3 年ぶりに西部地区産業祭が開催されたことは明るい兆しとなりました。  
委員会の主な活動として、総会は感染に気を付け 8 月総会では出席委員の人数を減らして行うなど、状況に合わせながら毎月総会を開き、法令業務の他、所掌事務等について協議、研修を行いました。  
法令業務です。農業委員会の柱である法令業務を透明性、公正公平性を持って行い、適正かつ円滑な運用に努めました。毎月の総会における農地法等の審議案件の処理件数を添付資料 63 ページから載せておりますので、後ほどご覧ください。  
次のページの最適化の推進としまして、最適化活動の目標設定が行われ、各自目標達成に向けて努力をしました。  
地域委員会での活動では、西部地域委員会では西部地区産業祭が 3 年ぶりに

行われ、チャリティーバザーやジャンボカボチャコンテストを通じて委員会の活動を知ってもらうことができました。

窪川地域委員会ではコロナ感染症が収まらないため、例年通りの全員での作況調査や農地パトロールはできませんでしたが、各自担当地区で調査を行い総会で報告しました。

次のページから1年間の活動状況を載せております。以上、令和4年度の活動について報告させていただきました。

議長 報告第29号について事務局の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、報告第29号「令和4年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第13 議案第56号「令和5年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号「令和5年度四万十町農業委員会活動方針及び活動をご説明致します。

活動方針としまして、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法はじめとするたくさんさんの改正がありました。これらの改正法の理解を深め、情報を共有しながらどう対応して行くか皆で考え活動して行きます。

最適化に向けた目標達成に努めるとともに地域の農業を守っていく活動を行っていきます。

活動計画としましては、コロナ禍の間は個人での活動が中心となりますが、落ち着き次第、一日も早く一致団結して、通常の活動に戻れるよう全員で協力して進めていきます。活動記録簿に細かなことでも記録していき、書くことで気づきを生み、それを最適化につなげていきます。

基本である業務の適正な執行として、農地法等の理解と法令業務の適正な執行に努めます。

最適化の推進として、担い手の農地の集積・集約化。

遊休農地の発生防止・解消。

新規参入の促進。

活動の記録に取り組んでいきます。

次のページです。地域委員会の活動として西部地域委員会では西部地区産業祭へ参加し、窪川地域委員会では作況調査、農地パトロールを行ないます。

お手元の方に、1年間の活動計画案という日程表をお配りしているかと思います。

こちらの方ですけれども、先月もお配りしましたが、今月正式な案を改めてお配り

します。

総会は毎月 26 日前後のピンクで塗られたところです。

私の方から最後のお願いです。年間の総会の日は決まっております。農繁期やほかの会議等が入るなど、どうしても都合がつかない時もあるかと思えます。

ですが、農業委員会の柱となる農地法等の案件を審議する大切な総会です。できる限り欠席する事のないよう予定をやりくりしてくださいますようお願いいたします。

今日欠席議員さんに会うことができましたら、西田がこう言いよつたと伝えていただきましてありがたいです。どうかお願いいたします。

以上、令和 5 年度活動方針活動計画をご説明させていただきました。

議長 議案第 56 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 55 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 56 号 「令和 5 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 56 号 「令和 5 年度 四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 小休にします。

議長 正会にします。

お諮りいたします。

ただいま、お手元にお配りいたしました、報告第 30 号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」追加日程 1 として、日程を変更し、ただ今より議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議ありませんので、ただ今より追加日程 1、報告第 30 号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。

本議案につきましては、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第1条により、本委員会の職員の任免を行うものです。

同規則第2条の規定によりその内容について事務局より報告を求めます。

局長                    それでは、追加日程第1、報告第30号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」報告します。

四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第1条及び第2条の規定により次の職員の任免をしますので報告いたします。

令和5年3月31日、西田尚子、農業委員会事務局への出向を解く。

令和5年4月1日、宮本和也、農業委員会事務局西部駐在所主査の兼務職を解く。

令和5年4月1日、清藤真希、農業委員会事務局長を命ずる兼ねて農業委員会西部駐在所長を命ずる。

令和5年4月1日、坂東恭平、兼ねて農業委員会事務局西部駐在所主査を命ずる。以上です。

議長                    報告第30号 「農業委員会事務局職員の人事異動について」を終わります。

議長                    続いて、日程第14 その他の件について議題とします。

事務局ではありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長                    以上をもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会3月総会を閉会いたします。  
礼。ありがとうございました。

閉会 午後5時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

---

署名委員 12 番

---

署名委員 37 番

---